

最近の判例から (15)

担保競売対象不動産の

配当異議の訴えが却下された事例

(千葉地判 平19・9・6 ホームページ下級裁主要判決情報) 新井 勇次

不動産に対する担保権の実行としての担保競売事件につき、競売対象不動産の所有権の帰属を審理対象として配当異議を訴えた事案において、民事執行法が許容しない訴えであるとして却下された事例（千葉地裁 平成19年9月6日判決 却下 ホームページ下級裁主要判決情報）

1 事案の概要

本件は、申立債権者を訴外A信用金庫（以下「A信金」という。）とし、債務者を原告Xとする担保不動産競売事件に関して提起された配当異議訴訟であり、配当表における被告Yに対する配当額の是正を求めているものである。その根拠として、競売対象とされた不動産のうち、訴外B（以下「B」という。）の所有名義に係る土地が、真実は原告Xの所有であったものであるから、この土地の競売の結果生じた剰余金も原告に交付する旨の配当表が作成されるべきである旨を主張して訴訟を提起したものである。

2 判決の要旨

原告は、民事執行法（以下「法」という。）が、配当異議の訴えの前提要件たる配当異議の申出につき、「配当表に記載された各債権者の債権又は配当の額について不服のある」場合にはこれを行うことが出来るものとし、その不服の理由、すなわち配当異議の訴えの審理の対象について何ら限定を付していない

として、本件訴えの適法性を主張したのに対して、裁判所は以下のとおり判断し、却下した。

(1) 配当異議の訴えの位置付けについて

ア 執行関係の訴えは、迅速かつ効率的な権利の実現をめざして形式主義的な建前を採用した民事執行手続において、権利の外観と実体的な権利関係との差異について、執行機関とは分離された権利判定機関である裁判所が判決手続でこれを是正することにより、執行が実体的にも正当であることを保障すべく制定された訴えの類型である。そして、執行関係の訴えが、あくまで執行手続が存在することを前提に、その実体的正当性を確保すべく定められた訴えであることに鑑みれば、その審理の対象を考えるにあたっては、各執行関係の訴えが、民事執行手続全体との関係で、どのような役割をもって位置づけられているかを検討する必要がある。

イ 本件で問題になっている不動産に対する担保競売手続の制度設計について概観するに、まず、法は、担保権の存在及び担保不動産との対象関係を証すべき一定の文書の提出があれば、当該不動産を競売対象不動産として、適法に手続を開始することを認め（法181条）、他方で、担保権の不存在を主張する者には執行異議及び執行抗告（法182条）を、競売対象不動産につき実体的

な権利関係を主張し、執行の排除を求める者には第三者異議の訴え（法194条、38条）を用意し、慎重な審理により、担保競売手続の実体的正当性を保障している。

以上を前提に、担保競売手続は換価及び配当段階へ移行するが、法は、登記名義人の債権者であることを証すべき一定の文書を提出する者を、配当に与ることのできる立場に置くこととし（法188条、87条1項、51条1項、25条）、他方で、実体的権利関係と一致しない文書に基づいてなされる配当要求については、配当要求に係る債権の実体的な権利関係を判決手続により判断して配当表に反映させ、配当の実体的正当性を保障するべく配当異議の訴え（法188条、90条1項）を用意している。

上記のような制度設計の構造の中でみると、第三者異議の訴えと配当異議の訴えは、その機能する手続上の段階及び審理の対象を異にするものである。

競売対象不動産の所有権等の帰属を争うことは、正に執行の目的物との関係で、執行の実体的適否の判断を求めるものであり、本来的に第三者異議の訴えにおいて判断され、確定されることが予定されている事項である。しかるに、配当異議の訴えにおいて競売対象不動産の所有権の帰属につき判断を求めることは、配当段階では当然の前提とされている事項を覆そうとするものであり、法が到底許容しないものであると言わざるを得ない。

ウ 以上によれば、配当異議の訴えにおいて、競売対象不動産たる本件土地の所有権の帰属を争うことは、Bを執行債務者と確定し、換価、配当と、各段階を積み重ねてきた本件競売手続の前提を配当手続において覆すものであって、配当異議の訴えの審理対象として法が本来予定していない事項につい

て判断を求めるものであるから、本件訴えは、法が許容しない訴えとして不適法である。

(2) 法文との関係について

前記のとおり、執行手続全体の中で配当異議の訴えを位置づければ、同訴えで執行対象財産の所有権の帰属を争うことは、執行債務者を確定した上で、段階を積み重ねてきた手続の前提を覆すものであるから、法は、明文ではこれを禁止していないものの、当然にこれを許容していないものと解さなければならぬ。したがって、原告の主張は採用出来ない。

3 まとめ

本判決は、担保競売手続における対象不動産自体の所有権の帰属を争った配当異議の訴えについて、民事執行手続における制度設計上、配当段階で競売対象不動産の所有権の帰属につき判断を求めることは、当然の前提とされる事項を覆そうとするものであり、許容されないものとして却下した。また、判決は、仮に原告が対象不動産の所有者であることが明白であったとしても、競落代金の納付による所有権の移転時までには所有名義を原告に移転できなかった以上、その不利益は原告が甘受すべきものと説示しており、実務上も参考にすべき事例である。

(企画調整部調整第二課長)